

令和6年度 地域管理経営計画等(案)の概要



令和7年3月

北海道森林管理局

I 地域管理経営計画等(案)の概要について(経常樹立)

- ・ 渡島檜山森林計画区
- ・ 日高森林計画区

(計画期間 令和7年4月1日～令和12年3月31日)

II 地域管理経営計画等の変更計画(案)の概要について

- ・ 石狩空知森林計画区
- ・ 上川南部森林計画区
- ・ 上川北部森林計画区
- ・ 留萌森林計画区
- ・ 釧路根室森林計画区
- ・ 十勝森林計画区

※ 上記のほか、ナラ枯れ被害対策について、全ての森林計画区を対象に変更する。

(一斉変更)

I 地域管理経営計画等(案)の概要について (経常樹立)

国有林野の管理経営の目標

(国有林野の管理経営に関する法律第3条)

- ① 公益的機能の維持増進
- ② 林産物の持続的・計画的な供給
- ③ 地域産業の振興や住民福祉の向上への寄与

地域管理経営計画等(案)の概要目次

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

- (1) 国有林野の管理経営の基本方針 (1ページ)
 - ・ 森林計画区の概況
 - ・ 森林計画区の主要施策に関する評価
- (2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項 (5ページ)
- (3) 森林・林業施策全体の推進への貢献に必要な事項 (9ページ)
 - ア 「新しい林業」の実現に向けた効率的な施業の推進と民有林関係者への普及
 - イ 林業事業体・林業経営体の育成
- (4) 主要事業の実施に関する事項 (12ページ)
- (5) その他必要な事項 (14ページ)

2 国有林野の維持及び保存に関する事項 (15ページ)

- (1) 巡視に関する事項
- (2) 病虫害の駆除又はそのまん延防止に関する事項
- (3) 特に保護を図るべき森林に関する事項 (16ページ)
 - ア 保護林
 - イ 溪畔周辺の取扱い
- (4) その他必要な事項 (17ページ)
 - ア エゾシカ被害への対応
 - イ 希少な野生生物等が生息する森林の取扱い
 - ウ 自生の分布限界地域であることの留意

3 林産物の供給に関する事項 (18ページ)

- (1) 木材の安定的な取引の確立に関する事項
- (2) その他必要な事項
 - ア 地域振興に関する木材供給
 - イ 木材利用促進への取組
 - ウ 木材価格急変時の供給調整機能の発揮

地域管理経営計画等(案)の概要目次

4 国有林野の活用に関する事項 (19ページ)

- (1) 国有林野の活用の推進方針
- (2) 国有林野の活用の具体的手法

5 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全等に関する事項 (20ページ)

- ・ 民有林と連携した施業や民有林材との協調出荷の推進
- ・ 相続土地国庫帰属制度への対応

6 国民の参加による森林の整備に関する事項 (21ページ)

- (1) 国民参加の森林に関する事項
- (2) 分収林に関する事項 (22ページ)
- (3) その他必要な事項 (23ページ)
 - ア 国有林野事業への理解と支援に向けた多様な情報受発信
 - イ 森林環境教育の推進
 - ウ 森林の整備・保全等への国民参加

7 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項 (24ページ)

- (1) 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項
 - ア 林業技術の開発
 - イ 林業技術の普及
- (2) 地域の振興に関する事項 (25ページ)
 - ・ 地域振興への寄与
 - ・ アイヌ文化の振興に関するもの

■ 変更計画(案) (26ページ)

- ・ 石狩空知(伐採総量、更新総量)、上川北部(伐採総量、更新総量) (27ページ)
- ・ 留萌(伐採総量、林道、治山)、釧路根室(治山) (27ページ)
- ・ 十勝(伐採総量、更新総量、機能類型区分)、上川南部(伐採総量、林道、治山) (28ページ)

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

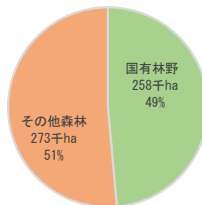
(1) 国有林野の管理経営の基本方針

各森林計画区の概況

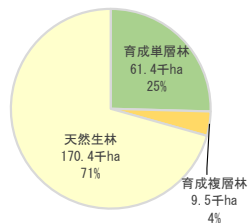
○ 渡島檜山森林計画区の現況



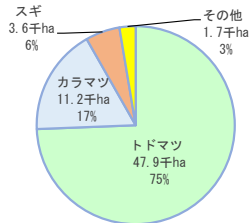
森林計画区の森林面積



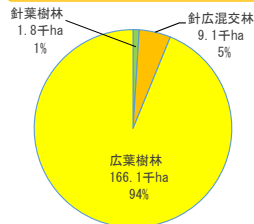
国有林野の林種別面積



国有林野の人工林樹種別面積



国有林野の天然林の林相別面積



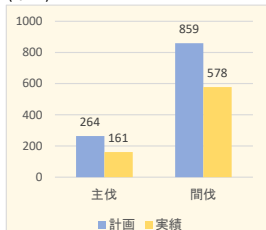
(1) 国有林野の管理経営の基本方針

各森林計画区の概況(つづき)

○ 渡島檜山森林計画区の主要施策に関する評価

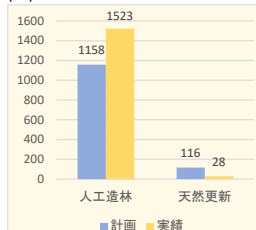
計画期間(令和2年4月1日～令和7年3月31日)

伐採量



主伐、間伐ともに新型コロナウイルス感染症の流行に伴う木材需要の下落を受けて立木販売の供給調整を実施したこと、市況の悪化に伴い立木販売の入札不調が発生したこと等により実行数量が計画を下回った。

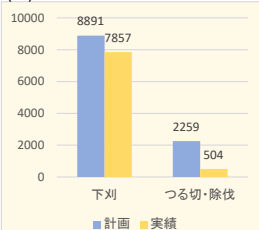
更新量



人工造林は、主伐実行箇所に加えて台風による風倒被害が発生した箇所での植栽を実施したことから実行数量は計画を上回った。

天然更新については、伐採の見合わせ等の影響により実行数量が計画を下回った。

保育量



下刈については、おおむね計画通りの実行となった。
つる切り・除伐については、対象箇所を精査して実行した結果、実行数量が計画を下回った。

林道開設及び改良



開設については、森林整備事業の実施箇所及び実施時期を勘案しつつ、状況の変化に応じて弾力的に路網整備を図るために広範な箇所を現計画へ計上した。そのうえで、各事業の進捗状況を踏まえ、必要な箇所から実行した結果、開設・拡張ともに計画を下回った。

注) 実績の数値は、令和6年度の見込み量を含んだ計である。

(1) 国有林野の管理経営の基本方針

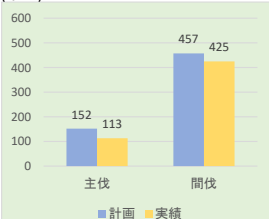
各森林計画区の概況(つづき)

○ 日高森林計画区の主要施策に関する評価

計画期間(令和2年4月1日～令和7年3月31日)

伐採量

(千㎡)

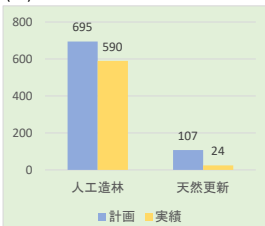


主伐については、台風等の影響で林道が通行不可となったことや急傾斜地での伐採を見合わせたこと、伐採方法を間伐に変更したことから実行数量が計画を下回った。

間伐については、おおむね計画どおりの実行数量となった。

更新量

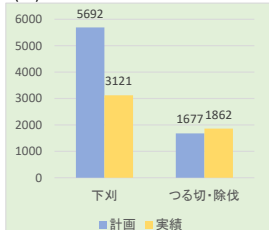
(ha)



主伐を取りやめたことや一部を間伐へ変更したため、人工造林、天然更新ともに実行数量が計画を下回った。

保育量

(ha)



下刈については、現地状況を踏まえながら、効率的な保育作業の取組として回数や方法を見直して実施した結果、実行数量が計画を下回った。

つる切・除伐については、現地を精査して再検討した結果、実行数量が計画を上回った。

林道開設及び改良

(km)

(箇所)



開設については、必要な箇所を実施時期を勘案しつつ、弾力的な整備を図るために広範な路線を現計画へ計上した。その上で各事業の進捗状況を踏まえて実行した結果、実行数量が計画を下回った。

改良については、台風等による大雨の後に点検した結果、改良が必要と判断された箇所が多く発生したことから実行数量が計画を上回った。

注) 実績の数値は、令和6年度の見込み量を含んだ計である。

(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項

- ・北海道森林管理局管内では、森林の重視すべき機能に応じて**5つの機能類型に区分※**し、各機能の発揮を目的とした管理経営を行う。
- ・具体的には、別冊「各機能類型に応じた管理経営の指針」により取り扱う。

※北海道局管内において、快適環境形成タイプ(快適な環境の形成の機能を重視した森林)は該当なし

機能類型区分ごとの考え方と目標とする森林

山地災害防止タイプ

土砂流出・崩壊防備エリア

山崩れや土砂の流出などの災害を防止する機能を重視した森林



根系が深く広く発達し、落葉層を保持し、下層植生の発達が良好な森林

主に土砂流出防備、土砂崩壊防備保安林指定箇所が該当する。

気象害防備エリア

風害、霜害等の気象災害を防止する機能を重視した森林



遮蔽能力が高く、諸害に対する抵抗性の強い森林

主に防風、干害防備保安林指定箇所が該当する。

自然維持タイプ

原生的な森林生態系や景観の維持、希少生物の保護など自然環境を保全する機能を重視した森林



良好な自然環境を保持する森林、希少な生物の生育・生息に適した森林

主に保護林設定箇所や自然公園が該当する。

森林空間利用タイプ

保健、レクリエーション、文化機能など森林とのふれあいの場としての機能を重視した森林



保健・文化・教育的利用の形態に応じた多様な森林

主に保健保安林の指定箇所やレクリエーションの森設定箇所が該当する。

水源涵養タイプ

水資源を蓄え、良質な水を安定供給する機能を重視した森林



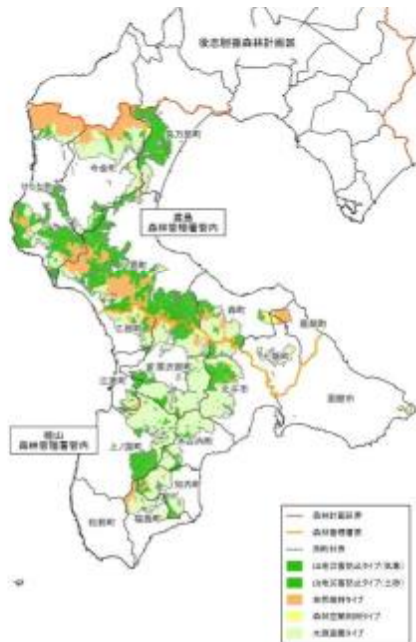
浸透・保水能力の高い森林土壌の維持及び根系、下層植生の発達が良好な森林

主に水源かん養保安林指定箇所が該当する。

○ 渡島檜山森林計画区の森林の機能類型分布図

機能類型別面積

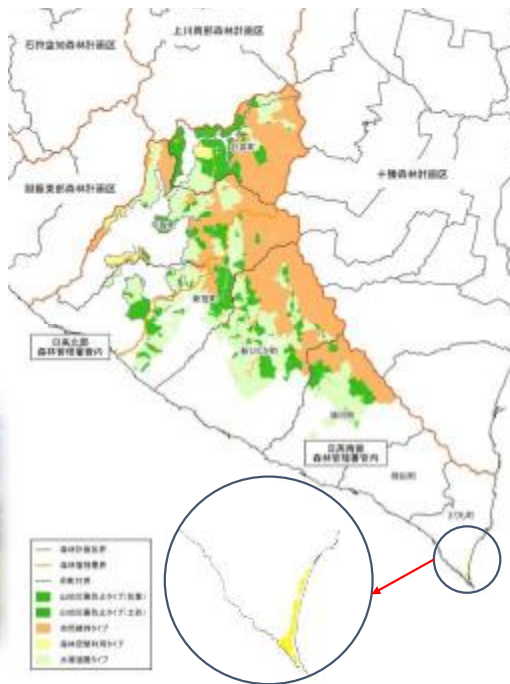
区 分	面積 (ha)	比率 (%)
山地災害防止タイプ	94,833	37
自然維持タイプ	52,590	20
森林空間利用タイプ	4,005	2
快適環境形成タイプ	—	—
水源涵養タイプ	106,092	41
該当外	12	—
計	257,531	



○ 日高森林計画区の森林の機能類型分布図

機能類型別面積

区 分	面積 (ha)	比率 (%)
山地災害防止タイプ	44,591	19
自然維持タイプ	107,218	46
森林空間利用タイプ	3,926	2
快適環境形成タイプ	—	—
水源涵養タイプ	78,053	33
該当外	1	0
計	233,790	



持続可能な森林経営の実施方向

(1) 国有林野の管理経営の基本方針 より

機能類型区分を踏まえた森林の適切な整備と保全により、**持続可能な森林経営**に取り組んでいく。

また、国際的な指標となる基準を参考として、次の施策や方針に取り組んでいる。

ア 生物多様性の保全

保護林や緑の回廊における適切な保全・管理の推進、主伐や再造林等の施業現場における生物多様性への配慮等に取り組む

イ 森林生態系の生産力の維持

適切な主伐・間伐の実施、天然力も活用した確実な更新等に取り組む

ウ 森林生態系の健全性と活力の維持

病虫害・鳥獣害対策、森林火災の予防等に取り組む

エ 土壌及び水資源の保全・維持

山地災害からの早期復旧、適切な施業方法の選択等に取り組む

オ 地球的炭素循環への森林の寄与の維持

地球温暖化対策に基づいた、適切な森林整備や保全、木材利用の促進、再造林等に取り組む

カ 社会の要望を満たす長期的、多面的な社会・経済的便益の維持・増進

レクリエーションや森林とのふれあいの場の提供等に取り組む

キ 持続可能な森林経営のための法的、制度的枠組み

「国民の森林」として管理経営を行うために森林計画制度の適切な運用を図る

(3) 森林・林業施策全体の推進への貢献に必要な事項

- ・北海道、市町村を始めとする幅広い民有林関係者との連携を図りながら、森林・林業施策全体の推進に貢献する。
- ・森林・林業基本計画に掲げる「新しい林業」の実現に向けての取組や林業事業体・林業経営体の育成を推進する。
- ・「新しい林業」に当たっては「特に効率的な施業を推進する森林」として設定した森林を活用して取組を進める。
当該森林においては、主伐・再造林を基本に施業を実施し、森林の状況に応じて天然力を活用しつつ、条件不利地と合わせて、多様な森林の整備・保全により公益的機能の発揮に努める。（参照：10ページ）



機械による地拵
(日高森林計画区)



「特に効率的な施業を推進する森林」の設定と運用のイメージ
国有林野の管理経営に関する基本計画（参考資料）より

ア 「新しい林業」の実現に向けた効率的な施業の推進と民有林関係者への普及

- ・伐採から再造林・保育に至る収支のプラス転換を可能とする「新しい林業」の実現に向けて、林業の省力化や低コスト化等に資する技術開発・実証を推進する。

また、造林の省力化や新たな手法の事業での実用化を図る。

(3) 森林・林業施策全体の推進への貢献に必要な事項 (つづき)

特に効率的な施業を推進する森林

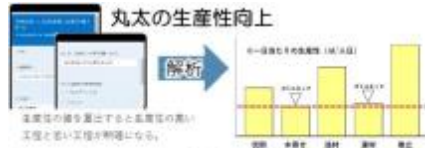
機能類型区分の管理経営の考え方を踏まえ、**水源涵養タイプに区分された人工林**のうち、**地位、傾斜、林道からの距離が近い**など条件が**有利**で持続的な林業生産活動に適したものを設定・公表するもの。

当該森林を活用して、造林の省力化・低コスト化等の効率的な施業の実施や、民有林関係者等への普及、林業事業体の育成を効果的に進めることなどを目的としている。

○特に効率的な施業を推進する森林の設定状況

森林計画区	森林管理署等	小班数	面積(ha)
渡島檜山	檜 山	1,866	5,056.03
	渡 島	936	2,877.87
	計画区計	2,802	7,933.90

森林計画区	森林管理署等	小班数	面積(ha)
日高	日高北部	200	755.84
	日高南部	547	1,868.83
	計画区計	747	2,624.67



生産の各工程について、日毎の事業の進捗状況を入力。解析ツールでグラフ化した際にグラフがへこんでいる部分がボトルネックに当たる。



林政連絡会議現地検討会
(渡島檜山森林計画区)

(3) 森林・林業施策全体の推進への貢献に必要な事項（つづき）

イ 林業事業体・林業経営体の育成

- ・ 林業従事者確保等に資するよう、年間の発注見通しの公表や安定的な事業発注に努める。
- ・ 樹木採取権制度の運用を通じて、林業経営体の経営基盤の強化に努める。
- ・ 分収造林制度を活用した経営規模拡大の支援に取り組むこととする。

【樹木採取権制度について】



国有林の一定の区域(樹木採取区)において立木を一定期間、安定的に採取する権利を民間事業者に設定できる仕組み。

※現行の国有林のルールを厳守
※事業者は長期に事業量が見通せることで機械導入や雇用が進展

林野庁ホームページより

ウ 市町村の森林・林業行政に対する技術支援

- ・ 市町村のニーズに応じて、北海道森林管理局及び森林管理署が実施する研修に市町村職員等を受入れる。
- ・ 北海道と連携して市町村の森林・林業行政等に対する技術支援に取り組む。



エ 森林・林業技術者等の育成支援

- ・ 大学の研究・実習等へのフィールドの提供を通じた森林・林業技術者の育成の支援をする。
- ・ 北海道立北の森づくり専門学院等へのフィールドの提供、講師派遣等に努める。



市町村職員参加の
基礎研修
(北海道森林管理局)

(4) 主要事業の実施に関する事項

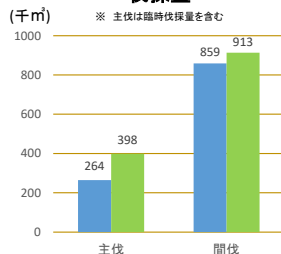
○ 渡島檜山森林計画区の主要事業量

※ 国有林野施業実施計画において、これに即して事業予定地を積み上げて、事業量を計上（ただし、保育量は事業予定地の積み上げではなく、総量のための計画）したものである。

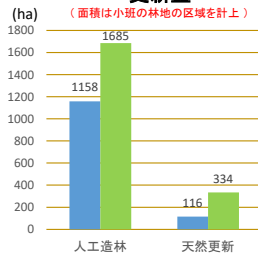
計画期間（令和7年4月1日～令和12年3月31日）

■ 現行計画
■ 次期計画

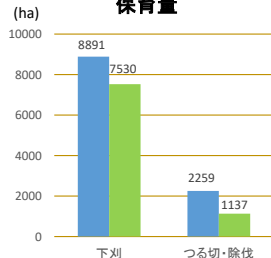
伐採量



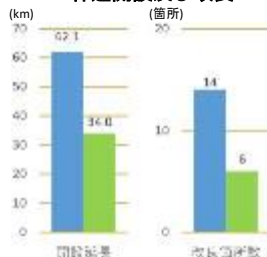
更新量



保育量



林道開設及び改良



林業機械による伐倒作業



複層伐実施後の林分

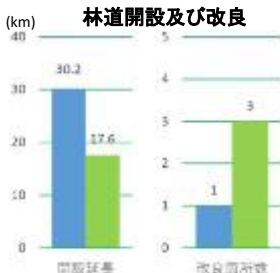
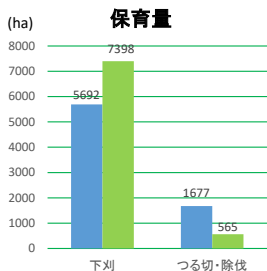
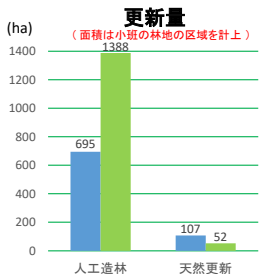
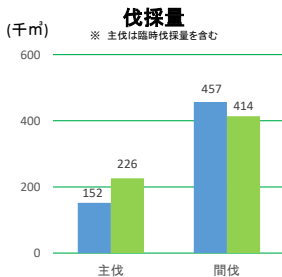
(4) 主要事業の実施に関する事項 (つづき)

○ 日高森林計画区の主要事業量

※ 国有林野施業実施計画において、これに即して事業予定地を積み上げて、事業量を計上(ただし、保育量は事業予定地の積み上げではなく、総量のための計画)したものである。

計画期間 (令和7年4月1日～令和12年3月31日)

■ 現行計画
■ 次期計画



更新作業とコンテナ苗



リモコン式草刈機による
保育作業

(5) その他必要な事項

ア 水源涵養機能の持続的な発揮

- ・ 水源涵養機能を持続的に発揮させるための間伐を積極的に推進する。
- ・ 水質汚濁の防止に配慮した森林施業を適切に実施する。



人工林列状間伐実施後(渡島檜山森林計画区)

イ 林道等の路網整備の推進

- ・ 森林の有する公益的機能が高度に発揮されるよう、林道(林業専用道を含む)と森林作業道を適切に組み合わせた整備を着実に実施する。
- ・ 災害の激甚化を踏まえ、排水機能の強化などにより、路網の強靱化・長寿命化を進めていく。



林道(林業専用道)の新設(日高森林計画区)

ウ 保安林の整備及び治山対策の推進

- ・ 植栽、本数調整伐等の保安林の整備を実施していく。
- ・ 山地災害の激甚化傾向を踏まえ、きめ細かな治山ダムの配置等による土砂流出の抑制等の治山対策を推進する。
- ・ 森林の機能の維持向上は、生態系を活用した防災・減災等の考え方と符合した取組であることを踏まえ、現地の実情に応じた生物多様性保全の取組にも努める。
- ・ ICTや新技術の施工現場への導入を推進する。



治山工事(山腹工)(渡島檜山森林計画区)

2 国有林野の維持及び保存に関する事項

(1) 巡視に関する事項

ア 森林火災防止等の森林保全巡視

- ・ 森林火災の発生防止等のための啓発活動を実施する。
- ・ 巡視により森林被害の発生状況や不法投棄等の状況を把握し、適切な措置を講ずる。

イ 境界の保全管理

境界標の確認、不明標の復元等を計画的に実施していく。



国有林の境界標
(コンクリート標)



無人航空機(UAV)を活用した巡視

(2) 森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止に関する事項

森林病虫害による森林被害について、早期発見に努めるとともに、北海道や試験研究機関等とも連携し、原因究明及び早期防除により、まん延防止に努める。

渡島檜山森林計画区については、ナラ枯れ被害の先端地域であることを踏まえ、これ以上の被害拡大を防止するよう積極的に取組を進める。

また、ナラ枯れ被害の確認がされていない日高森林計画区においても、今後発見された場合には、関係機関と連携して巡視等に取り組むこととする。



ナラ枯れ被害対策研修会



ナラ枯れ被害対策現地検討会



カシノナガキクイムシにより被害を受けたミズナラ

(3) 特に保護を図るべき森林に関する事項

ア 保護林

以下の森林を保護林として、保護・管理することにより、森林生態系からなる自然環境の維持や学術の研究等に資する。

- ①我が国の気候帯又は森林帯を代表する原生的な天然林
- ②地域固有の生物群集を有する森林
- ③希少な野生生物の生息・生育に必要な森林



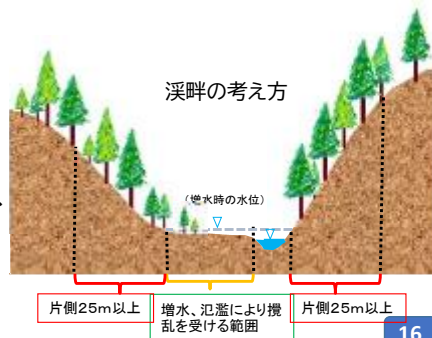
ブナ林

渡島檜山森林計画区	箇所数	面積(ha)
森林生態系保護地域	1	16,815
生物群集保護林	4	4,064
希少個体群保護林	11	343

日高森林計画区	箇所数	面積(ha)
森林生態系保護地域	1	89,644
希少個体群保護林	7	52

イ 溪畔周辺の取扱い

溪畔周辺は、水系への土砂流出の抑制、野生生物の生育・生息場所や移動経路の提供等の場として生物多様性にとって重要な役割を担っているため、保護樹帯を設置するなど、その機能の維持増進を図られるよう努める。



※ 溪畔周辺：常時水流のある溪流や河川、湖沼等の水辺（通常、増水や氾濫といった攪乱を直接受ける場所を含む）からその地域の高木性樹木の平均樹高の幅を目安に概ね片側25m以上とする

(4) その他必要な事項

ア エゾシカ被害への対応

- ・ 北海道が策定した「北海道エゾシカ管理計画」や森林被害等のモニタリング調査の結果を踏まえ、自治体等関係機関とも連携して捕獲等に取り組む。
- ・ 各種事業と狩猟の調整を計画的に行い、狩猟における安全対策の徹底についての啓発啓蒙を図っていく中で、より効果的な対策に向けて取り組む。



エゾシカと獣害の被害



囲いワナ

イ 希少な野生生物等が生息する森林の取扱

持続可能な森林経営の取組による生物多様性保全を踏まえ、「**絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律**」(平成4年法律第75号)や森林管理局長が別途定める各種「**希少野生生物等の取扱い方針**」に基づき、希少な野生生物の生育・生息環境の整備、保全に配慮した施業に努める。



シマフクロウ



クマタカ

ウ 自生の分布限界地域であることの留意

- ・ 自生するブナ、ヒバの北限地帯である森林
- ・ 自生するトドマツ、アカエゾマツの南限地帯である森林
- ・ 島しょ部におけるブナの北限である奥尻島の森林



ヒバの施業モデル林

3 林産物の供給に関する事項

(1) 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項

- ・ 公益重視の管理経営を一層推進しつつ、森林施業の結果得られる木材等林産物の持続的かつ計画的な供給に努める。
- ・ 地域の川上・川中・川下の関係者との連携強化により国産材の安定的な供給体制の構築を図る。
- ・ 木材の需要者と連携する事業者が一定期間・安定的に樹木を採取できる権利である「樹木採取区」を下表のとおり指定する。

森林計画区	名 称	所在地(林小班)	面積(ha)
渡島檜山	北海道森林管理局5 渡島檜山樹木採取区	6036ち林小班 外	914. 36
日 高	北海道森林管理局4 日高樹木採取区	1064ろ林小班 外	738. 81

(2) その他必要な事項

ア 地域振興等に関する木材供給

民有林からの供給が期待しにくい林産物の計画的な供給に努める。

イ 木材利用促進への取組

治山・林道工事等において、間伐材等の木材を使用した工法を積極的に採用するなど、国有林野事業自ら木材の利用に取り組む。

また、関係機関等との連携・協力体制を構築して道産材の需要拡大に向けて取り組む。
さらに、利用が低位な木材や端材、林地残材等の未利用材について、有効利用に努める。

ウ 木材価格急変時の供給調整機能の発揮

地域や関係者の意見を迅速かつ的確に把握し、効果的な方法で、供給調整機能を発揮する。

4 国有林野の活用に関する事項

(1) 国有林野の活用の推進方針

- ・ 国有林野の活用にあたっては、公益的機能の発揮等との調整を図りつつ、地域社会の活性化に資するよう積極的に推進する。
- ・ 保健・文化・教育的利用が適当な国有林野を、「レクリエーションの森」として提供する。

(2) 国有林野の活用の具体的手法

- ・ 公用・公共用・公益事業用地としての活用については、法令等に基づき、貸付け、売払い等の手法により実施する。



日本美しい森おすすめ国有林
美利河・二股
(渡島檜山森林計画区)

レクリエーションの森の設定状況

森林計画区	箇所数(箇所)	面積(ha)	種類
渡島檜山	8	3,283	自然観察教育林、野外スポーツ地域、風景林、その他(レクリエーションの森施設)
日高	13	1,658	自然観察教育林、野外スポーツ地域、風景林、その他(レクリエーションの森施設)

5 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全等に関する事項

・ 民有林と連携した施業や民有林材との協調出荷の推進

民有林野と連結した路網の整備と相互利用、計画的な間伐の実施等に取り組むとともに、民有林への森林・林業技術の普及に取り組む。

また、中間土場（ストックヤード）の整備を通じ、民有林との木材の協調出荷を進めるとともに、原木の流通を効率化して木材の安定供給を図る。



【イメージ】
ストックヤードに搬入された間伐材
と
丸太を搬出する大型トレーラー

・ 相続土地国庫帰属制度への対応

相続土地国庫帰属制度については、申請があった土地のうち森林について法務局による要件審査に協力するとともに、帰属した森林については巡視等の管理等を行うこととする。

相続土地国庫帰属制度とは？

所有者不明土地の発生の抑制を図ることを目的として、相続等によってやむを得ず土地所有権を取得した者が、法務大臣の承認を受けてその土地を国庫に帰属させることができる制度。（令和3年法律第25号 令和5年4月27日施行）

6 国民の参加による森林の整備に関する事項

(1) 国民参加の森林に関する事項

国有林野の多様で豊かな自然環境や人材を活用し、国民の森林に対する要請に応えるため、協定を締結して、フィールドの提供や技術指導を行う。

① ふれあいの森

- 自主的な森林整備活動の場として設定する。

② 社会貢献の森

- 企業のCSR活動等を目的とした森林整備活動の場として設定する。

③ 木の文化を支える森

- 歴史的な木造建築物などの資材確保のための森林整備や保全活動の場として設定する。

④ 遊々の森

- 森林環境教育の場として設定する。

⑤ 多様な活動の森

- 森林の美化活動など、①～④に分類できない活動の場として設定する。

協定締結による国民参加の森林づくり設定状況

渡島檜山森林計画区	箇所数	面積 (ha)
社会貢献の森	2	2
木の文化を支える森	1	5
遊々の森	3	89
日高森林計画区	箇所数	面積 (ha)
ふれあいの森	2	666
社会貢献の森	3	2
多様な活動の森	1	1

(2) 分収林に関する事項

- ・ 分収林制度^(注)の活用による森林整備を推進する。
- ・ 特に、企業等による社会・環境貢献活動としての「法人の森林」の設定を進める。

分収林の設定状況

渡島檜山森林計画区	契約箇所数	面積(ha)
分収造林	55	245
分収育林	15	67
計	70	312
うち「法人の森林」	12	49

日高森林計画区	契約箇所数	面積(ha)
分収造林	9	23
分収育林	14	57
計	23	81
うち「法人の森林」	4	16

※ 面積について、小数点以下の四捨五入により、計は一致しない。

(注) 分収林制度：

- ・ 森林を所有する者、造林又は保育を行う者、費用を負担する者の2者又は3者で契約を結び、森林を造成し、伐採後に収益を一定の割合で分け合う制度。
- ・ 国有林野事業における分収林は、契約相手方が造林・保育を行う「分収造林」と、育成途上の森林について契約相手方が費用の一部を負担して国が保育を行う「分収育林」がある。

(3) その他必要な事項

ア 国有林野事業への理解と支援に向けた多様な情報受発信

- ・ 自然教育活動への協力等を通じ、国民に対して森林・林業に関する情報提供や普及・啓発に努める。
- ・ SNSも活用した幅広い情報発信を行う。



地元の小学生に対する森林環境教育の様子
(日高森林計画区)

イ 森林環境教育の推進

- ・ 「遊々の森」の活用を図るとともに、指導者の派遣や紹介、森林環境教育に適したフィールドの情報提供等に取り組む。
- ・ 木材への親しみや木の文化への理解を深める「木育」にも取り組む。

ウ 森林の整備・保全等への国民参加

- ・ 国民参加の森林づくりの推進のため、NPO、企業、地元関係者等多様な主体と連携した取組を進める。
- ・ 森林管理署では、支援窓口機能の発揮に努める。
- ・ 北海道の漁業関係者と国有林関係者が一体となり、展開してきた植樹活動等については、地域住民等の参加を得ながら、森林整備及び保全を展開する。



森の巨人たち百選「巨樹・巨木」
縁桂
(渡島檜山森林計画区)

7 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

(1) 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項

ア 林業技術の開発

研究機関へのフィールドの提供等による基礎技術の開発に協力する。



無人航空機（UAV）を活用し
先進技術を取り入れた森林管理

イ 林業技術の普及

北海道や市町村、研究機関等と連携し、国有林を活用した現地検討会の開催等による技術開発成果の普及・定着に努める。



低コスト造林に向けたリモコン草刈機現地実演会
(渡島檜山森林管理計画区)



森林施業技術研修会
(日高森林管理計画区)

(2) 地域の振興に関する事項

- ・ 地域振興への寄与は国有林野事業の重要な使命の一つである。このため、国有林野の多様な利活用、森林・林業施策全体の貢献を通じて、地域産業の振興等に寄与するよう努める。
- ・ 日高森林計画区においては、アイヌにおいて継承されてきた儀式の実施その他のアイヌ文化の振興等に利用するための林産物の採取に共同して使用する権利が取得できるよう、**アイヌ共用林野**を設定している。今後も**アイヌの伝統工芸品等の材料となる林産物**について、**育成と供給**にも継続して取り組む。
- ・ 渡島檜山森林計画区においても、地域の実情に応じて、アイヌ文化の振興等に利用するための林産物の設定にかかる共用林野の設定等の検討を進める。

アイヌ共用林野の設定状況は、以下のとおり。

市町村名	面積(ha)
新ひだか町	約1,590
平取町	約7,300



アットウシ
オヒョウニレの反物。



オヒョウの剥皮作業



アイヌ伝統儀式の様子



多様な森林づくり現地検討会



日高山脈襟裳十勝国立公園



間伐材を使用した溪間工

Ⅱ 地域管理経営計画等の**変更**計画(案) の概要について

Ⅱ 地域管理経営計画等の変更計画(案)の概要について(個別の変更)

【石狩空知森林計画区】

地域管理経営計画及び国有林野施業実施計画

森林整備の必要箇所の精査により、天然林の主伐及び間伐に係る伐採箇所及び更新箇所の追加のため、伐採総量及び更新総量を変更する。

○ 伐採総量、更新総量

	区 分	変更前	変更後	増減
伐採総量	主 伐 (m3)	353,642	353,940	298
	間 伐 (m3)	1,231,589	1,231,855	266
更新総量	天然更新 (ha)	157	163	6

※ 伐採箇所の機能類型:水源涵養タイプ

※ 主伐には、臨時伐採量を含む(臨時伐採量に関する変更は発生していない)

【上川北部森林計画区】

地域管理経営計画及び国有林野施業実施計画

森林整備の必要箇所の精査により、天然林の主伐及び間伐に係る伐採箇所及び更新箇所の追加のため、伐採総量及び更新総量を変更する。

○ 伐採総量、更新総量

	区 分	変更前	変更後	増減
伐採総量	主 伐 (m3)	81,415	81,553	138
	間 伐 (m3)	321,347	321,514	167
更新総量	天然更新 (ha)	109	112	3

※ 伐採箇所の機能類型:山地災害防止タイプ

※ 主伐には、臨時伐採量を含む(臨時伐採量に関する変更は発生していない)

【留萌森林計画区】

地域管理経営計画及び国有林野施業実施計画

森林整備の必要箇所の精査及び林道の決壊に伴い、当初計画していた間伐を見合わせて実施箇所を変更したため、間伐箇所に係る計画を変更する。

効率的に間伐等の森林施業を推進するために必要な路網整備として、林道に係る計画を変更する。

○ 伐採総量、林道

	区 分	変更前	変更後	増減
伐採総量	間 伐 (m3)	212,861	212,861	—
林 道	開設(延長)(m)	14,400	17,800	3,400

※ 機能類型:水源涵養タイプ

※ 林道改良の所在市町村:留萌市、小平町(留萌南部森林管理署)

国有林野施業実施計画

山地災害の防止等を図り、防災機能を強化するため治山に係る計画を変更する。

○ 治山事業

	変更前	変更後	増減
保全施設(箇所数)	13	14	1

※ 溪間工+2箇所 羽幌町(留萌北部森林管理署)、留萌市(留萌南部森林管理署)

溪間工-1箇所 留萌市(留萌南部森林管理署)

【釧路根室森林計画区】

国有林野施業実施計画

山地災害の防止等を図り、防災機能を強化するため治山に係る計画を変更する。

○ 治山事業

	変更前	変更後	増減
保全施設(箇所数)	7	9	2

※ 山腹工+2箇所 羅臼町(根釧東部森林管理署)

Ⅱ 地域管理経営計画等の変更計画(案)の概要について(個別の変更)

【十勝森林計画区】

地域管理経営計画及び国有林野施業実施計画

森林整備の必要箇所の精査により、天然林の主伐及び間伐に係る伐採箇所及び更新箇所の追加のため、伐採総量及び更新総量を変更する。

○ 伐採総量、更新総量

	区 分	変更前	変更後	増減
伐採総量	主 伐 (m3)	430,036	430,176	140
	間 伐 (m3)	1,090,929	1,091,016	87
更新総量	天然更新 (ha)	13	14	1

※ 機能類型：水源涵養タイプ(十勝東部森林管理署)

※ 主伐には、臨時伐採量を含む(臨時伐採量に関する変更は発生していない)

地域管理経営計画

自然公園について、「日高山脈襟裳国定公園」の範囲が拡大され、新たに「日高山脈襟裳十勝国立公園」に指定されたことから、機能類型を変更する。

○ 機能類型区分

機能類型区分	変更前 面積 (ha)	変更後 面積 (ha)	増減
山地災害防止タイプ	45,760 (11%)	45,648 (11%)	▲112
土砂流出・崩壊防 備エリア	45,747 (11%)	45,635 (11%)	▲112
気象害防備エリア	略	略	
自然維持タイプ	144,249 (34%)	144,361 (34%)	112
森林空間利用タイプ	略	略	
水源涵養タイプ	略	略	

※ 北海道森林管理局には、快適環境形成タイプは存在しない

【上川南部森林計画区】

地域管理経営計画及び国有林野施業実施計画

森林整備の必要箇所の精査により、人工林の間伐に係る伐採箇所の追加のため、伐採総量を変更する。

効率的に間伐等の森林施業を推進するために必要な路網整備として、林道に係る計画を変更する。

○ 伐採総量、林道

	区 分	変更前	変更後	増減
伐採総量	間 伐 (m3)	446,023	447,807	1,784
林 道	改良(箇所数)	6	14	8

※ 伐採箇所の機能類型：水源涵養タイプ(上川南部森林管理署)

※ 林道改良の所在市町村：南富良野町(上川南部森林管理署)

国有林野施業実施計画

山地災害による被害の防止、軽減を図り、防災機能を強化するため治山に係る計画を変更する。

○ 治山事業

	変更前	変更後	増減
保全施設(箇所数)	35	37	2

※ 溪間工 +2箇所 上川町(上川中部森林管理署)

(一斉変更に関するもの)

国有林野の維持及び保存に関する事項

森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止に関する事項

ナラ枯れ被害の確認がされていない森林計画区においても、今後発見された場合には、関係機関と連携して巡視等に取り組むこととする。

令和6年度
地域管理経営計画等に関する懇談会

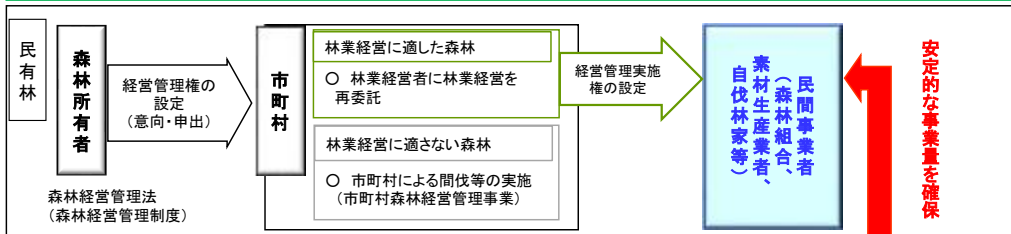
【日高及び渡島檜山樹木採取区の指定の概要】

令和7年3月14日(金)

林野庁 北海道森林管理局

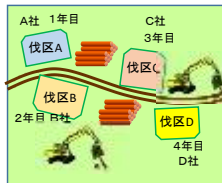
樹木採取権制度の概要

- 森林経営管理制度の要となる林業経営者を育成するためには、安定的な事業量の確保が必要であり、民有林からの木材供給を補完する形で、国有林から長期・安定的に事業者が樹木を採取できるよう措置することが有効です。
- そのため、今後供給量の増加が見込まれる国有林材の一部について、現行の入札に加え、一定の区域(樹木採取区)において、一定期間・安定的に樹木を採取できる樹木採取権制度が創設されました。
- 樹木採取権は、国有林野の一定の区域(樹木採取区)に生育する樹木を、一定の期間、採取できる権利であり、鉱業権や漁業権と同様、物権とみなされ、樹木採取区において、国の所有に属する樹木を伐採し、及び取得(採取)することにより、自己の所有に移すことを権利の内容としています。

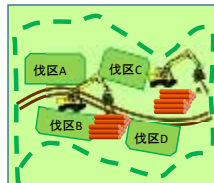


国有林

① 現行の仕組み(引き続き実施)



② 追加する仕組み(今後の供給量の増加分の一部で実施)



- ・国有林の一定の区域(樹木採取区)において立木を一定期間、安定的に伐採できる樹木採取権(地域の民間事業者が対応可能な200~300ha・年間数千m³程度の木材生産量を想定し、権利の期間は10年を基本に運用)を設定
- ※現行の国有林の伐採のルールを厳守
- ※長期に事業量が見通せることで機械導入や雇用が進展

+

①を基本とし、
②を追加

樹木採取区が指定可能と見込まれる森林計画区における 新規需要創出動向調査（マーケットサウンディング）について

令和6年度以降に地域管理経営計画等を策定する森林計画区内で、樹木採取区の指定が可能と見込まれる場合は、木材需要増加の確実性が高いことを確認するため、あらかじめ新規需要創出動向調査（マーケットサウンディング）を実施することとされたことから、日高及び渡島檜山森林計画区において樹木採取区指定の検討のための新規需要創出動向調査（マーケットサウンディング）を令和5年4月～7月に実施。

（ ）：権利設定済

森林管理局	対象計画区数 (権利設定済)	マーケットサウンディング実施年				
		R 5	R 6	R 7	R 8	R 9
北海道	11 (1)	2	2	1 (1)	3	3
		日高、渡島檜山	網走東部、胆振東部	(釧路根室)	石狩空知、上川北部、 後志胆振	上川南部、網走西部、 十勝
東北	10 (2)	3 (2)	2	1	1	3
		最上村山、(三八上 北)、(雄物川)	東青、宮城南部	津軽	米代川	下北、馬淵川上流、宮 城北部
関東	8 (1)	3	2		1	2 (1)
		阿武隈川、西毛、下越	那珂川、利根上流		吾妻	鬼怒川、(八溝多賀)
中部	2 (1)	1				1 (1)
		宮・庄川				(千曲川上流)
近中	4 (1)	1	1 (1)	1		1
		江の川上流	(高梁川下流)	瀬戸内		旭川
四国	4 (1)			2 (1)	1	1
				南予、(四万十川)	安芸	嶺北仁淀
九州	4 (1)	1	1		2 (1)	
		北薩	始良		大隅、(球磨川)	
合計	43 (8)	11 (2)	8 (1)	5 (2)	8 (1)	11 (2)

注1. ()は既に樹木採取権を設定している森林計画区又はその数(内数)。当該森林計画区ではマーケットサウンディングは実施しない。

2. 本表は樹木採取区の指定や資源の成熟等の状況を踏まえて更新する。

参考: 上記森林計画区の主な選定基準

①当該森林計画区における伐採計画の合計面積が、樹木採取区を指定することで、上限伐採面積(伐期齢等を踏まえて算定)を超えないこと

②十分な人工林資源が存在すること(林道からの距離、林齢、地位級等に関して一定の条件を満たす人工林資源(蓄積)について、伐採計画

に追加して基本形の樹木採取区を指定するだけの余力があること)

※森林計画区の伐採計画や人工林資源は、令和4年4月時点のもの

新規需要創出動向調査（マーケットサウンディング）後の流れ

樹木採取区の方の
公告縦覧(30日間)

森林管理局長による、樹木採取区指定予定箇所(区域図、森林資源等状況一覧表等)を公表。

都道府県知事、市町村長及び
学識経験者に対する意見聴取

公告縦覧により申立てがあった意見の要旨を付して、都道府県の知事、市町村の長及び学識経験を有する者の意見を聴取。

※ 地域管理経営計画等の策定の際に同様の手続きを行うため、樹木採取区の方を計画事項に含めることで、これに代えています。

樹木採取区の方の指定の公示

森林管理局長による、樹木採取区の方の指定、公示・意見の要旨及び当該意見の処理結果等の公表。

樹木採取権者の公募

森林管理局長による、対象となる樹木採取区の方の情報、権利存続期間、権利設定料の額、基礎額算定林分(基礎額)、樹木料の算定方法、採取の基準、評価において勘案する事項、公募期間等の公表。樹木採取権の方の設定を受けることを希望する者の公募。

申請書の提出

事業者から、森林管理局長に対し申請書(木材の安定的な取引に関する計画等を含む)を提出。

審査・評価・選定

森林管理局長による、申請者の審査・評価・樹木採取権の方の設定を受ける者の選定。

権利設定

森林管理局長は、樹木採取権の方の権利設定をし、樹木採取権者と運用協定を締結。

日高及び渡島檜山樹木採取区の指定の概要

